

令和6年度 造船業・舶用工業 経営技術講習会

労働災害の発生状況について

国土交通省 東北運輸局 海事振興部 様



令和6年11月29日（金）
労働基準部健康安全課 熊谷

はじめに

解体工事の作業員1人死亡

災害現場写真の種類	有害物等との接触
発生日月	令和6年3月
写真の説明	福井県池田町の文化会館解体工事現場で作業員3人が意識不明の状態で見つかり、うち1人が死亡し、2人はのちに意識を取り戻した。3人はメインホールの天井部分のウレタンを剥がす作業をしていた。エンジン付の高圧洗浄機を使っており、排ガスにより一酸化炭素中毒を起こした可能性があるともっている。
写真提供元	共同通信社



労働安全衛生法制定の背景

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、雇用者、産業界、ひいては国にとっても最大限尊重すべきもの。

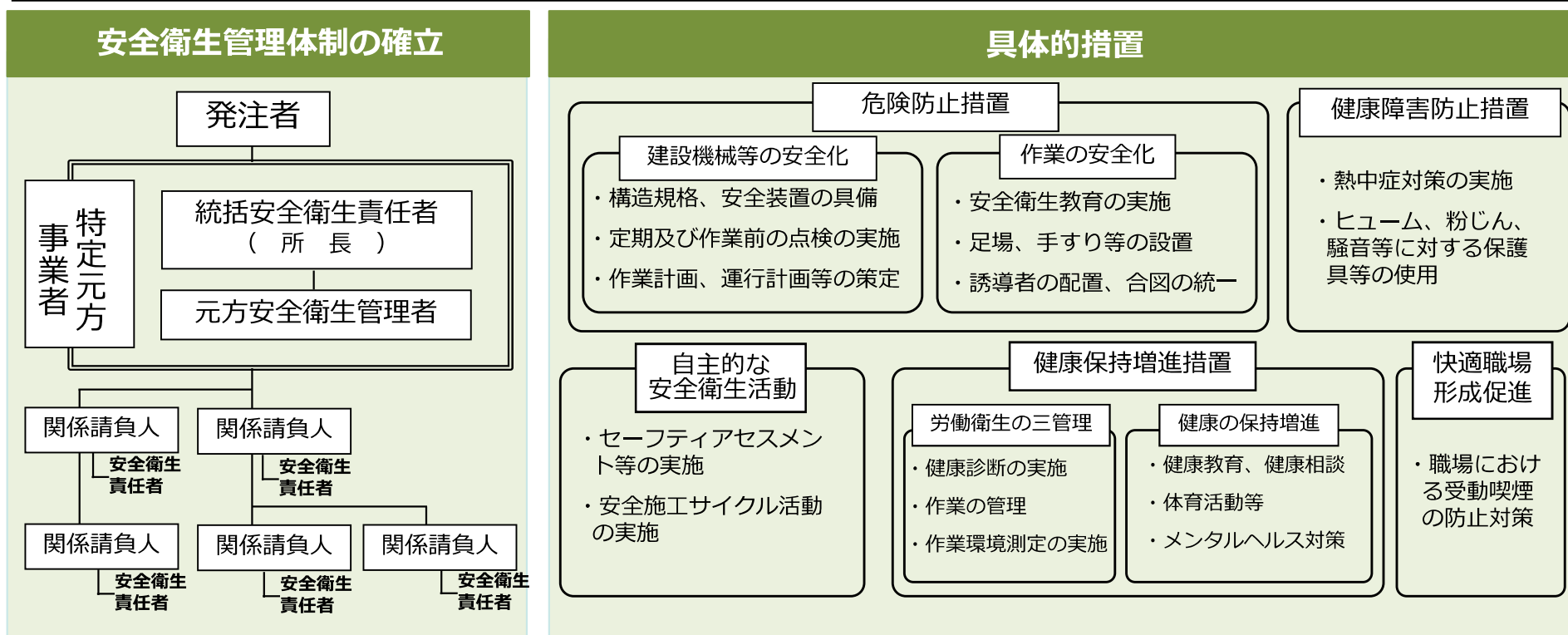
- **労働安全衛生法は、労働基準法から独立する形で、昭和47年に制定された。**
 - 労働安全衛生関係法令の再整理を通じた**明瞭さ**の改善
 - 労働安全衛生事項に係る**社会的関心**の喚起
 - 責任の主体の変更
使用者 → **事業者**
 - 経営首脳の責任の強化と建設業における**元請事業者**の責任の強化
 - 労働環境の変化への対応
(技術革新、先進機器…)

労働安全衛生法令の概要（その1）

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。



安全衛生管理体制の例
一般的な工事(造船)現場の場合

労働基準監督官等による監督・指導
(都道府県労働局、労働基準監督署)

労働安全衛生法の概要（その2）

○労働災害とは

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること（第2条）。

○事業者とは

事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条）。

○事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない（第3条）。

←省令等で規定されるのは主に事業者への規制

○労働者の責務

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない（第4条）。

【労働者に責務が課されているケース】

（健康診断）**労働安全衛生法第66条**

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

（略）

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。（以下略）

建設業・造船業に係る安衛法令の体系(参考)

現場では、関係請負人が輻輳して作業を行うという特殊性から、発注・請負関係に基づき、発注者や元方事業者にも危険を防止するための措置として、受注者に対する配慮、関係請負人に対する指導、協議組織の設置などを義務付けている。

発注者の義務

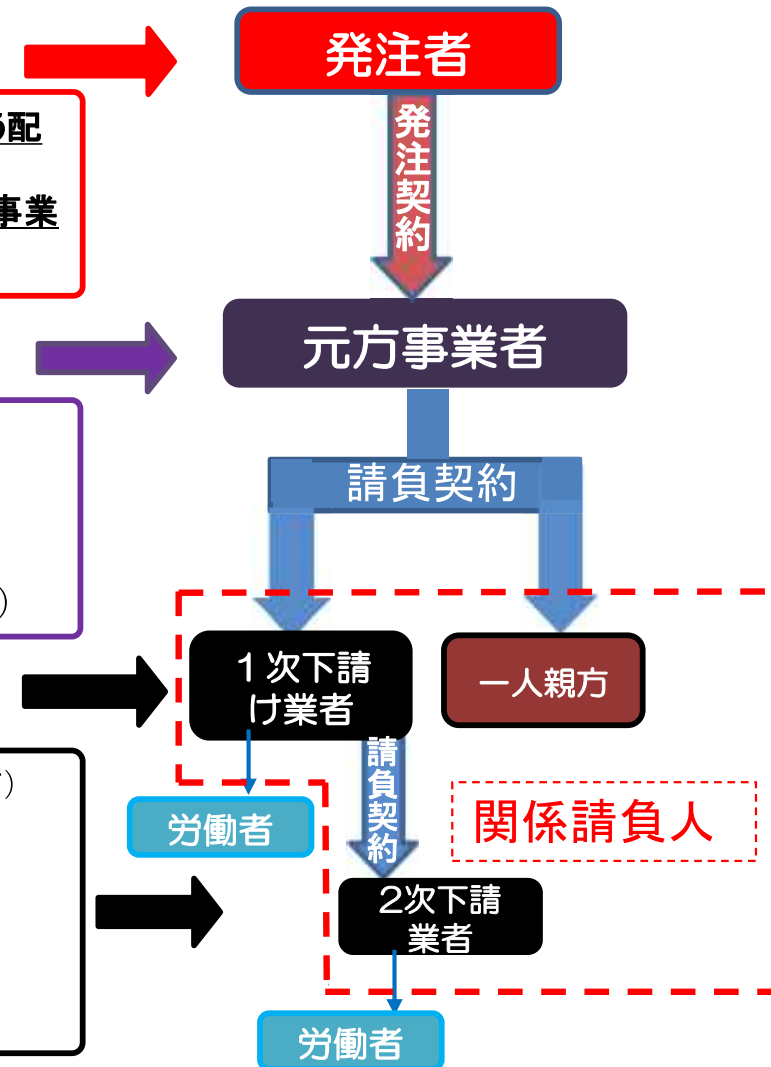
- ① 施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮 (法第3条第3項)
- ② 一の場所で、二以上の元請事業者に請け負わせている(分割発注)場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名 (法第30条第2項)

元方事業者等の義務

- 関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導 (法第29条)
- 重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、
 - ・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
 - ・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施 (法第30条)
- (請負人の労働者に使用させる場合の) 足場、クレーン等の安全確保 (法第31条)

労働者を雇う事業者の義務

- 機械等の安全対策 (クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械 など)
- 足場、通路、作業構台などの安全対策 (墜落・転落防止対策など)
- 危険物・有害物による危険・健康障害防止対策 (化学物質の管理、ばく露防止など)
- リスクアセスメントの実施
- 労働者への安全衛生教育 (雇入れ時教育、特別教育など)
- 健康診断の実施 (一般健康診断、特殊健康診断) など



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人でも退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければならない。

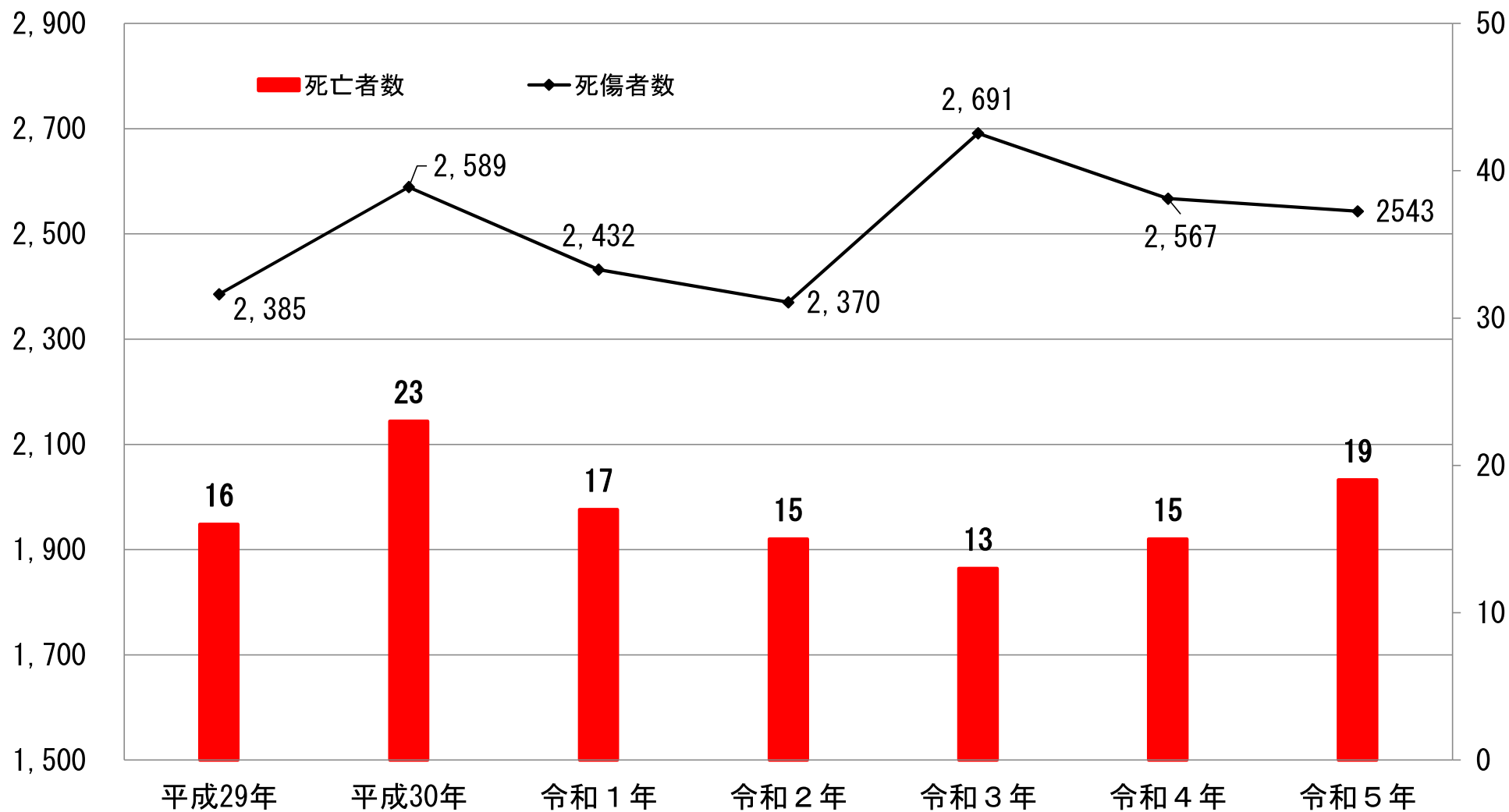
周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
- 周知内容が複雑な場合は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

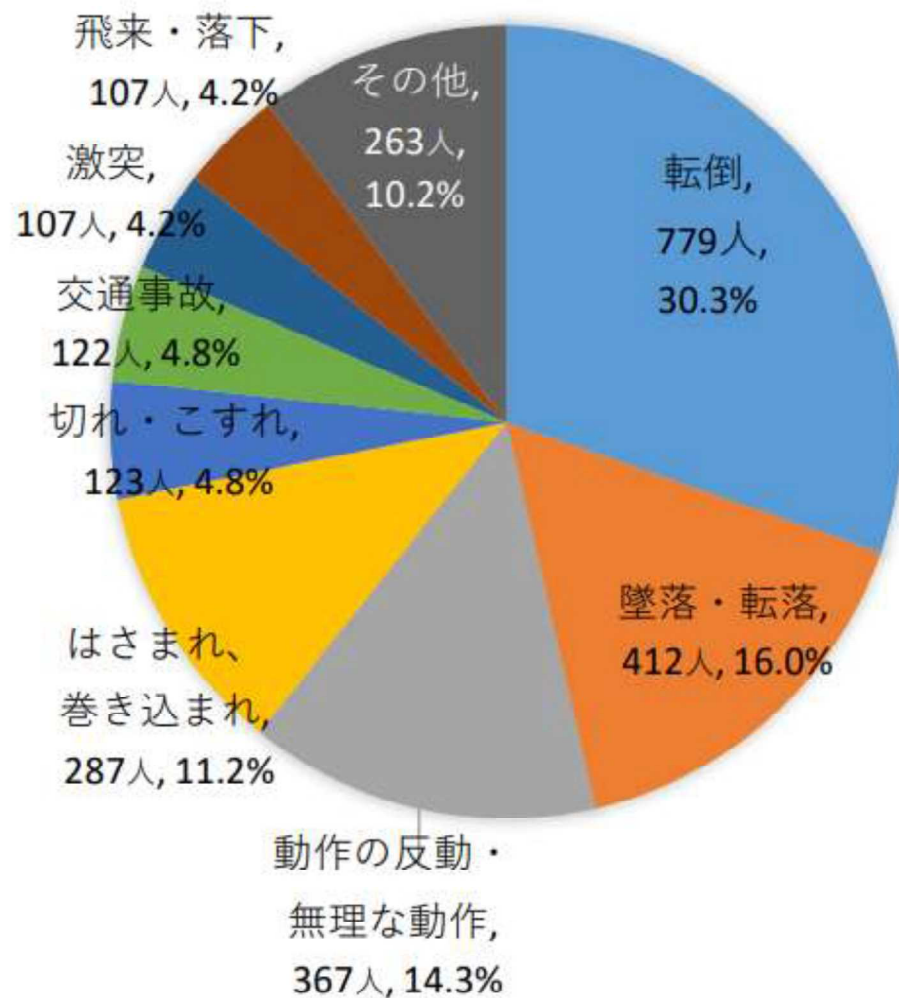
事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

労働災害発生状況 全産業 確定値

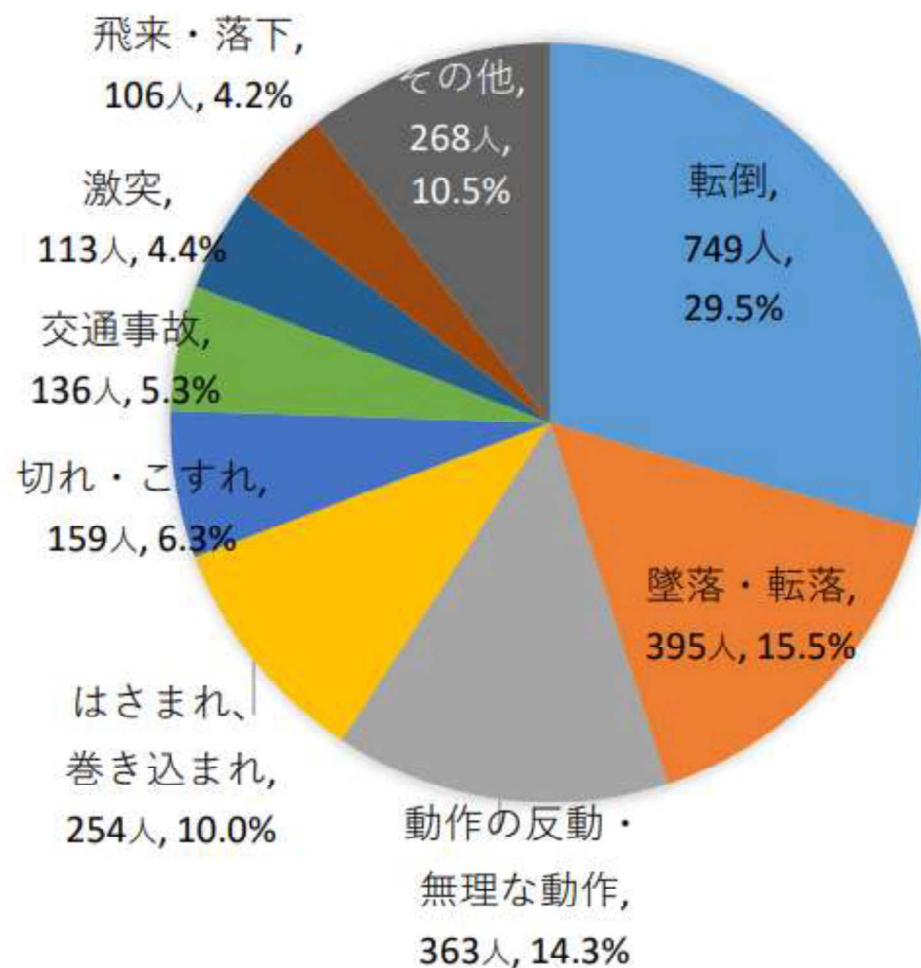


事故の型別死傷者数の割合

令和4年

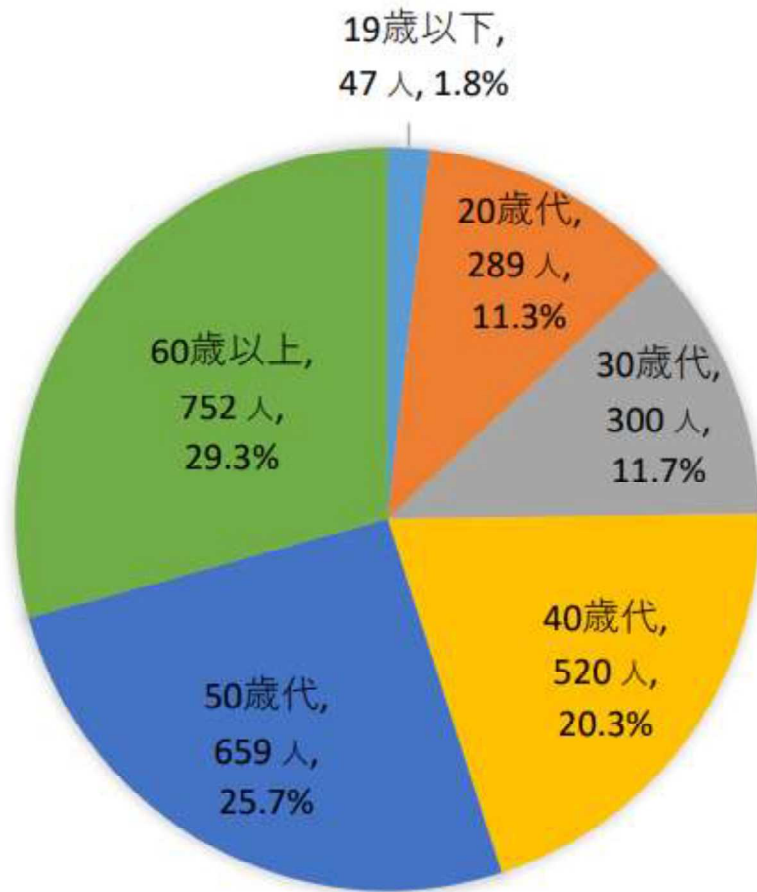


令和5年

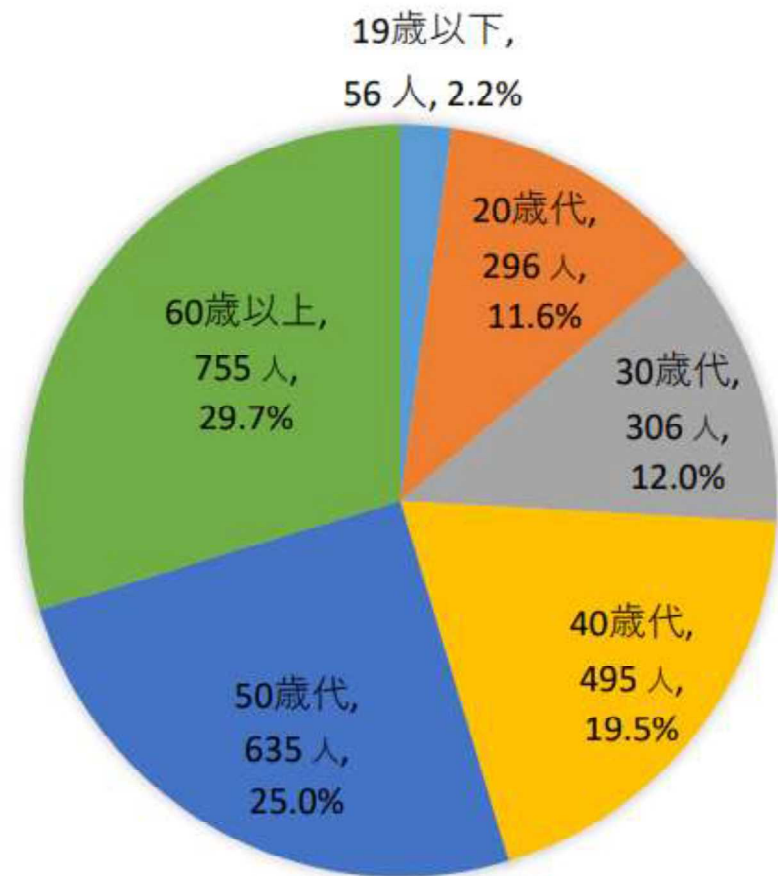


年代別死傷者数の割合

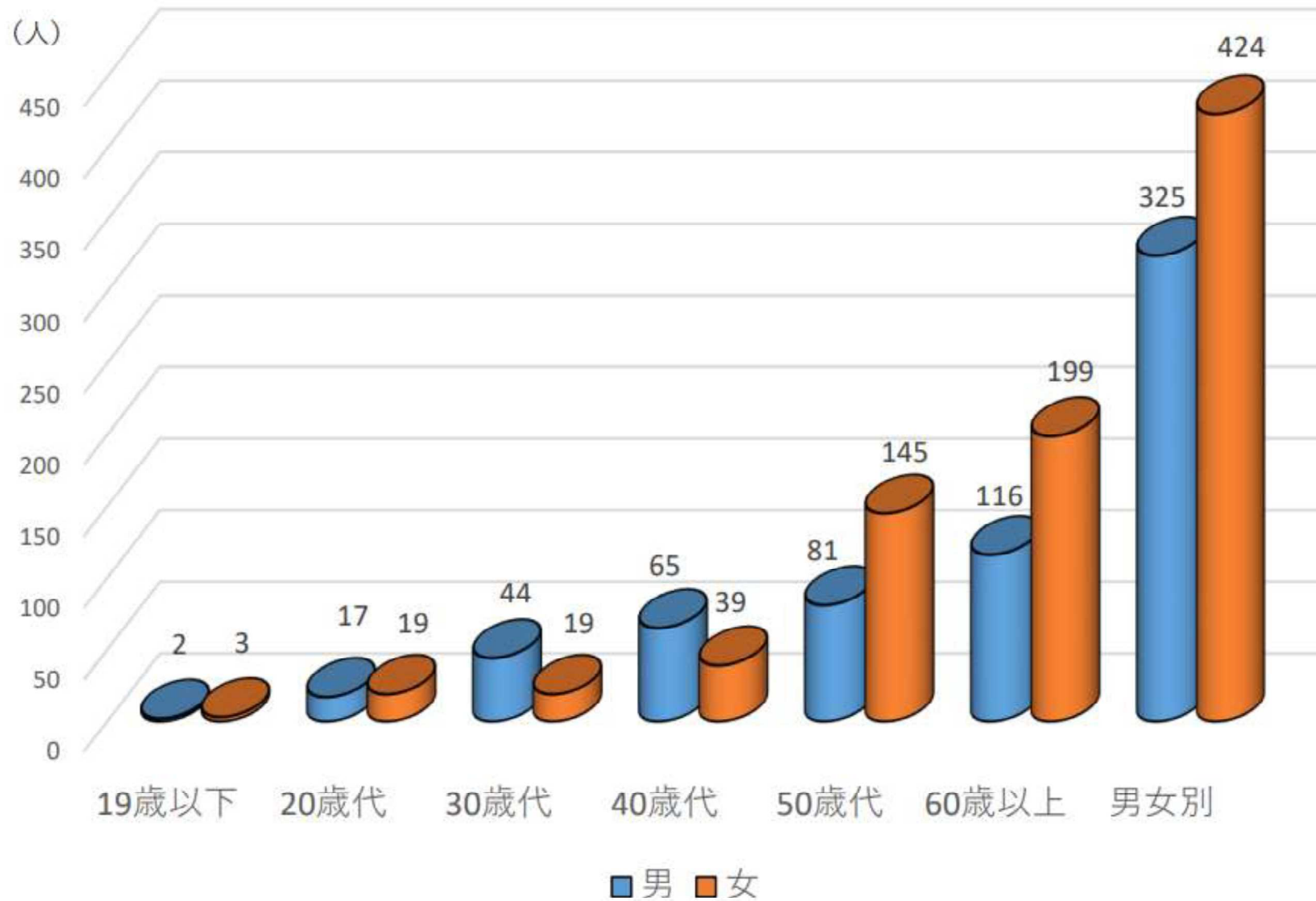
令和4年



令和5年



転倒災害の年齢・男女別の状況



労働災害事例の紹介

	発生月	業種	事故の型	発生状況等の概要
1	1月	建設業	はさまれ、巻き込まれ	事業場敷地内の交差点を横断中にダンプに轢かれた。
2	1月	商業	はさまれ、巻き込まれ	ダンプを降車後、逸走したダンプに轢かれた。
3	1月	製造業	分類不能	作業場内で頭部から出血して倒れていた。
4	3月	建設業	交通事故	移動式クレーンを運転中に道路脇の用水路に転落。
5	3月	建設業	墜落、転落	クレーンで吊り上げ中バランスを崩して墜落。
6	3月	建設業	墜落、転落	足場から降りる際、バランスを崩して墜落。
7	4月	造船業	墜落、転落	船にかけてあるタラップから踏み外し海に転落。
8	4月	製造業	はさまれ、巻き込まれ	製造ラインの装置付近で頭部から出血し倒れていた。
9	4月	鉱業	転倒	油圧ショベルで斜面を登ったところ後方にひっくり返り運転室内に激突。
10	5月	派遣業	交通事故	車両トラブルにより停車中に後方からトラックが追突した。

	発生月	業種	事故の型	発生状況等の概要
11	5月	派遣業	交通事故	車両トラブルにより停車中に後方からトラックが追突した。
12	7月	旅館業	墜落・転落	ビルの屋上で清掃中、5階屋上に墜落。
13	7月	林業	激突され	立木伐倒中、つる絡みで倒れてきた立木の下敷きになった。
14	7月	小売業	高温・低温物との接触	休憩を過ぎて戻ってこない被災者が倒れていた。
15	8月	鉱業	はさまれ、巻き込まれ	機械内の作業者に気付かず機械を起動して巻き込まれた。
16	8月	運輸交通業	墜落、転落	トラックの荷台からロールボックスパレットと共に転落した。
17	9月	港湾荷役業	はさまれ、巻き込まれ	ブルドーザーで荷の山を越えたとき運転席から振り落とされ轢かれた。
18	10月	商業	交通事故	トラックに荷を積み込み事業場に戻る途中で対向車と衝突した。
19	10月	製造業	墜落、転落	スレート屋根を踏み抜き墜落した。

事例の紹介

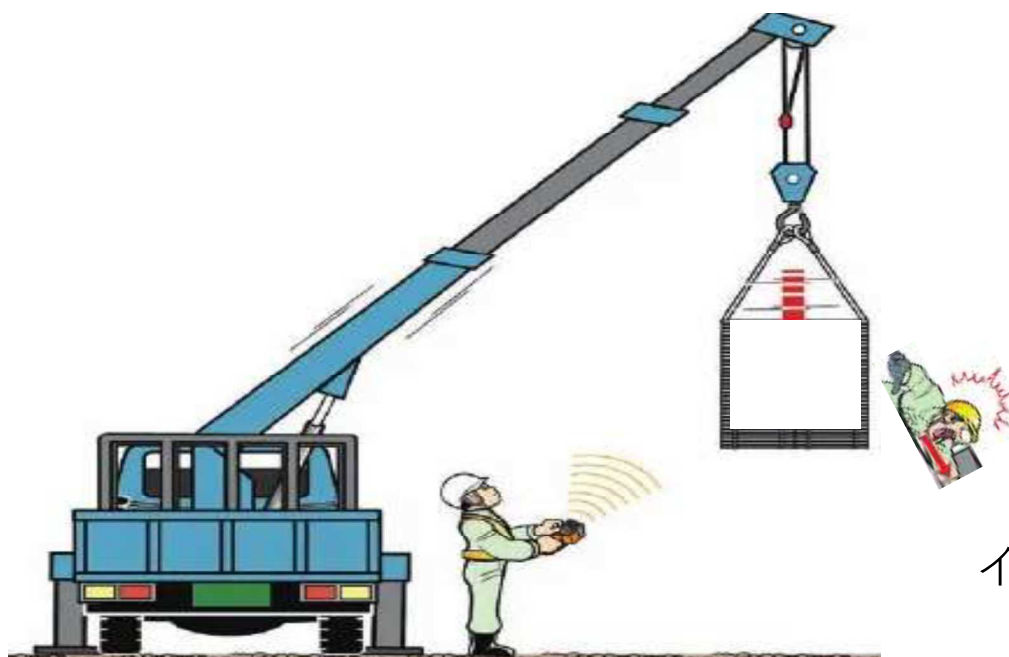
令和5年3月
16時台

クレーンで吊り上げ中バランスを崩して墜落

その他の建築工事業

10～49人

事業場の資材置場に雨よけ小屋を設置する作業中、移動式クレーンで木製パレットとワイヤモックを組み合わせた搭乗設備で被災者を吊り上げ、アーク溶接を行おうとしたところ、バランスを崩して地面に墜落した。



イラストはイメージです

- ◆安衛法第20条第1号(クレーン則第72条) とう乗の制限
- ◆安衛法第20条第1号(クレーン則第73条) 作業の性質上・・・

作業の性質上「やむを得ない場合」の解釈について、「作業の性質上やむを得ない場合」とは、次に掲げるような場合をいう。

- 1 マスト上の電球の取り換えまたは壁面の部分的な塗装、補修、点検等のように臨時に小規模、かつ、短期間の作業を行う場合。
- 2 鋼船修理におけるとも部の外板の塗装または補修作業、超高煙突またはたて抗の建設における昇降のように代替の方法が確立されていない作業を行う場合。

「墜落・転落」×「はしご等」災害に対する対策（建設業）

建設業休業4日以上労働災害「墜落転落」×「はしご等」

- 建設業の休業4日以上労働災害のうち、「墜落・転落災害」が全体の3割を超え、そのうち「はしご等」とする災害は、3割程度となり、「足場」の2倍程度である。

災害が発生すると療養は長期化、負傷箇所によっては死亡災害につながる

- 災害が発生すると骨折等の重傷を負い、療養期間も長期化しやすい
- 負傷箇所が「頭蓋部」「頸部」で死亡災害が発生しやすい。

業種全体における「墜落転落」×「はしご等」

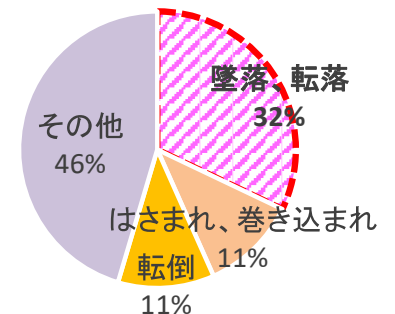
- 平成29年時点においても業種全体として、対策の必要な分野として、対策を求めてきたが、はしご等からの墜落転落災害の減少傾向は見られていない。（平成23～27年（平均）23%、令和元年23%）

「はしご等」からの墜落転落が多いという現場の感覚

- 建設関係者から、はしご等からの墜落・転落災害が多発しているという声あり

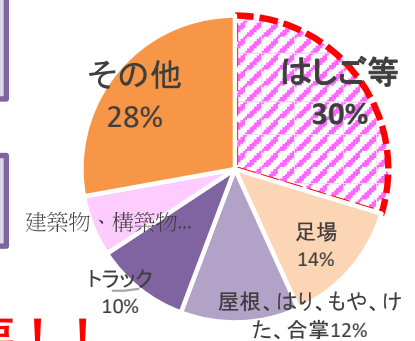
《労働災害統計（令和元年確定値）》

事故の型（建設業）



起因物

（建設業×墜落転落×はしご等）



⇒ **墜落、転落災害のうち、「はしご等」の災害に対する対策が必要！！**

- ①「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう」のリーフレット（H29.3）を活用し、はしご等からの墜落・転落災害を発生させた事業者に対する再発防止対策の構築を指導
- ②リーフレット（チェックリスト形式）（R3.3）を活用した自主点検の促進

（参考）本省：令和3年度行政要請研究「低所（2m未満）からの墜落による頭部等への衝撃に関する研究」を実施

→結果がとりまとめ次第、対策等を検討する予定

墜落・転落災害等防止対策推進事業

(※) 平成23年度から実施

- 建設業では依然として墜落・転落災害が多発しており、災害による死亡者の約4割、死傷者の約3割を占めている。
- 特に足場からの墜落・転落災害を防止するためには、労働安全衛生法令の遵守と併せて、墜落防止効果の高い手すり先行工法などの「より安全な措置」等(※)を一層普及していく必要がある。
- 現在、厚生労働省では、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催し、墜落・転落災害防止に係る実効性のある対策の検討を行っており、今後、検討結果等を踏まえ、墜落・転落災害防止に係る実効性のある対策について普及を図る必要がある。
- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成29年に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においても、災害の撲滅に向けて、一層、実効性のある対策を講ずることとされており、同計画においても対応を求められている。

(※)「より安全な措置」等は「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(安全衛生部長通達)で示している措置

建設業における死亡災害数及び墜落・転落災害の内数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2
死亡災害	430	371	365	342	367	342	377	327	294	323	309	269	258
墜落・転落災害	172	147	159	154	157	160	148	128	134	135	136	110	95

令和2年の建設業における事故の型別内訳(死亡)



建設業の死亡災害のうち、墜落・転落災害は4割弱(37%)を占めている。

(事業概要)

① 現場の診断・支援 (全国400現場)

- 建設現場を訪問し、設置されている足場の安全措置について診断。
- 診断結果に基づき手すり先行工法等の「より安全な措置」等について技術的な助言・指導。
- 説明資料の周知

② 研修会の開催 (全国47カ所、WEB)

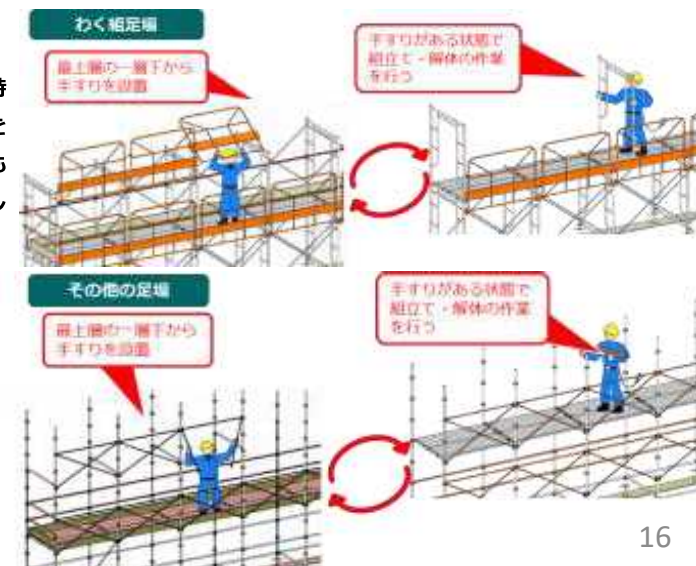
- 手すり先行工法等の「より安全な措置」
- 足場の組立図の作成
- 足場点検の手法等を周知し、普及させるための研修会を開催。
- 説明資料の周知

③ 説明資料の作成 (25万部)

安全な足場の普及により、足場からの墜落・転落災害が減少

(参考) 手すり先行工法とは

手すり先行工法とは、足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法。



「墜落・転落」×「はしご等」災害に対する対策（建設業）

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日

天気（晴・曇・雨・雪）

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- （はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日

天気（晴・曇・雨・雪）

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
（3段目以下がよりよい）
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

【宮城労働局第14次労働災害防止推進計画】（抜粋）

総括指標

死亡災害は、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。
死傷災害（休業4日以上労働災害をいう）は、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

計画期間

2023年度から2027年

計画の目標

アウトプット指標

アウトカム指標を達成するため事業者に取り組んでいただきたいこと

アウトカム指標

アウトプット指標の取組みにより得られる結果

作業行動に起因する労働災害防止対策の推進：全業種

アウトプット指標

転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上

アウトカム指標

2027年までに

- ①死傷年千人率の増加に歯止めをかける
- ②転倒による平均休業見込日数を34日以下とする

設備リスク → 行動リスク(「事故の型」のトレンドの変化)

第14次労働災害防止推進計画では・・・

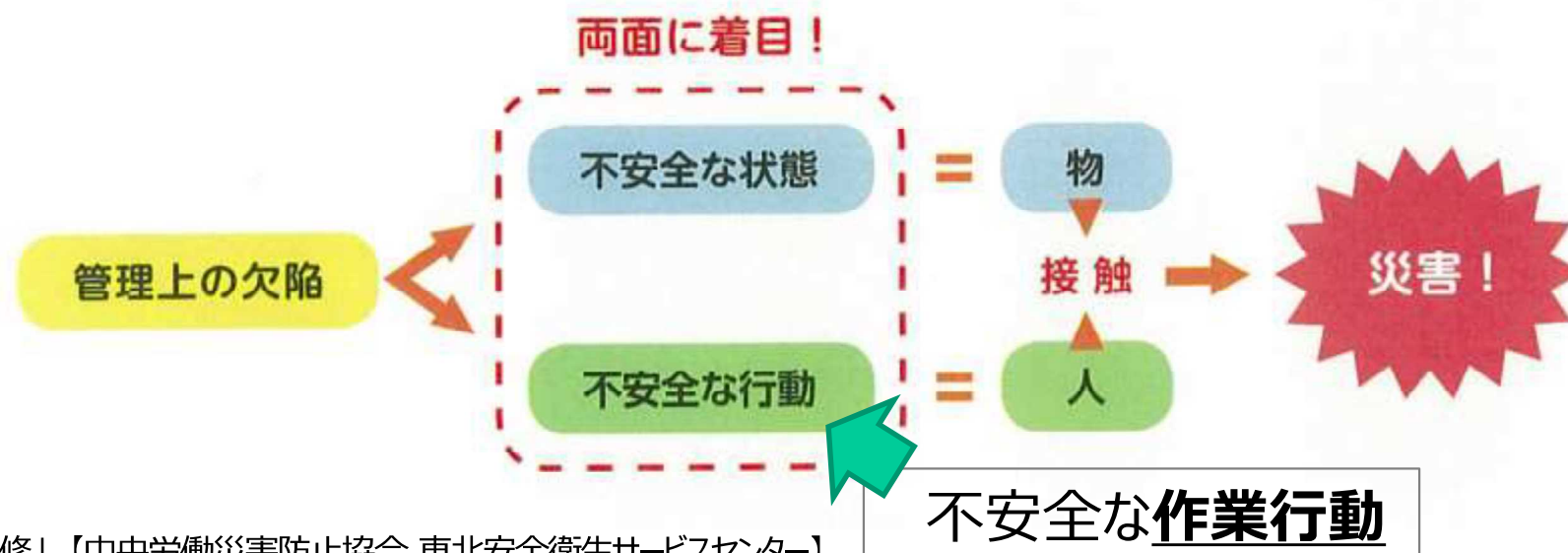
作業行動に起因する労働災害防止対策の推進：全業種

を計画の目標としていますが・・・

ポイント ①

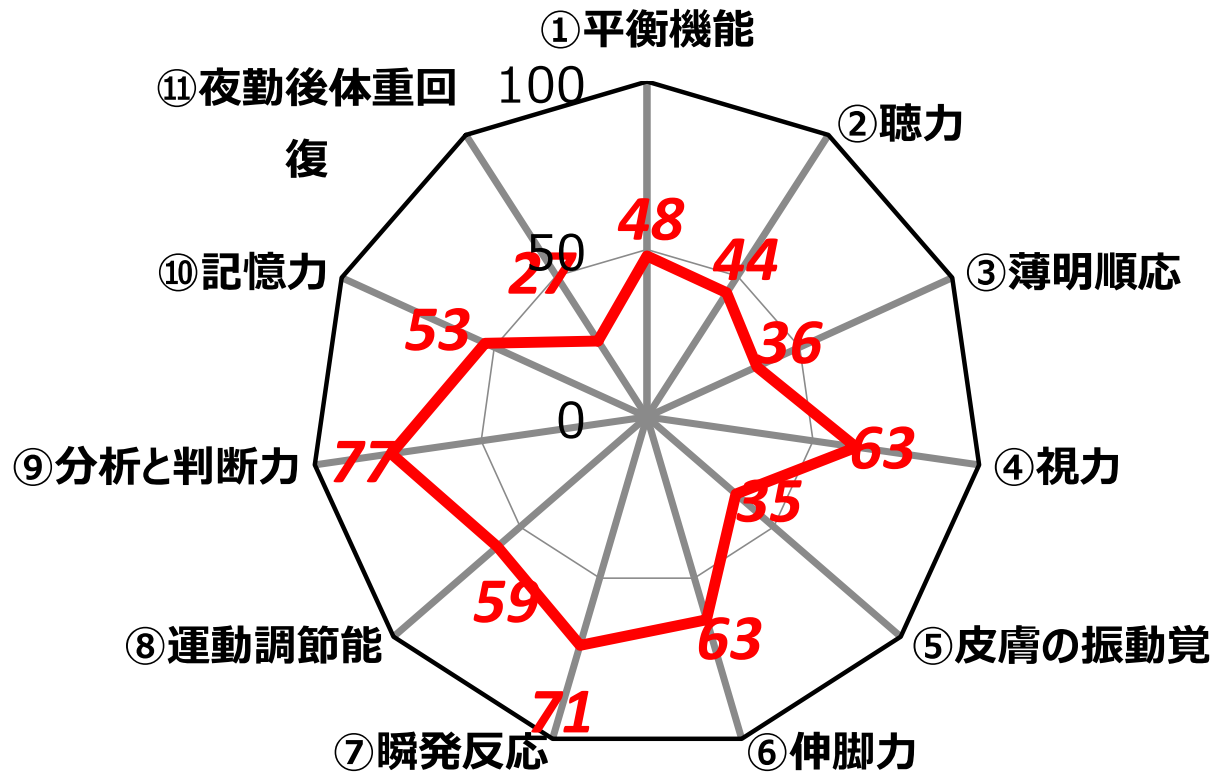
状態（モノ）と行動（ヒト）の両面から見る

労働災害は多くの場合モノとヒトのリスクが重なっておきます。災害原因を考えるときは、モノとヒト、両面のリスクについて想像力を働かせるように日ごろから意識しましょう。



55～59歳の高齢者の機能水準

(20～24歳の最高期を100%)



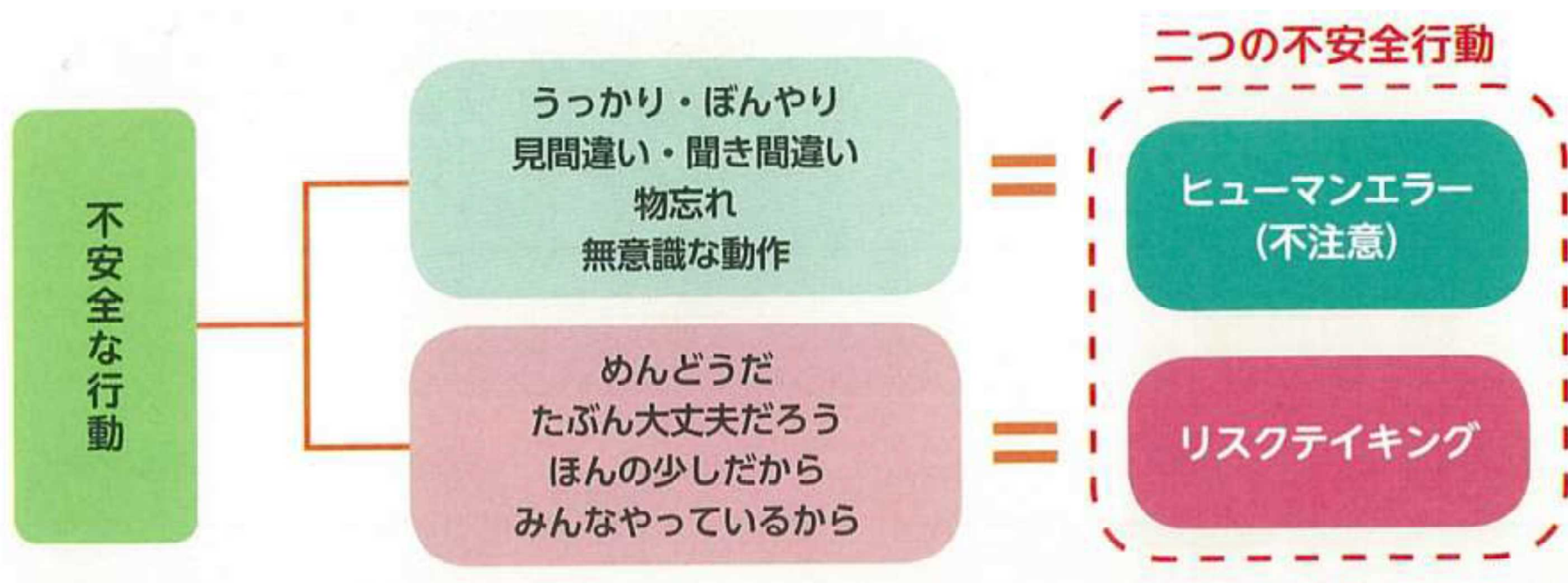
身体機能低下に伴う
労働災害防止の取り
組み例

- 段差の解消
- 手すりの設置
- 必要な照明の確保
- 運動の促進

ポイント ②

不安全な行動には二種類ある！

ほとんどの労働災害の原因となる「不安全な行動」には、二つのパターンがあります。



ヒューマンエラーによる不安全な行動

うっかり・ぼんやりなど不注意によってやってしまう行動

例えば、クレーンで荷を搬送するときに作業者の意識が吊り荷に集中すると、前方不注意のまま歩いていくことになります。不注意は典型的なヒューマンエラーです。

リスクテイキングによる不安全な行動

手抜き・思い込みなどの危険と知りながらやってしまう行動

例えば、脚立の上で体を横に乗り出すとバランスが悪くなるとは思いつつ、「めんどうだから」「少しだから」と無理な姿勢で作業を続けると脚立が傾いて転落します。わかっているのに危ないことをするのがリスクテイキングです。

ポイント ③

体験・教訓に学ぶ！

事故が起きる前に！

あなたの／仲間の
ヒヤリハット体験

社外や社内の
災害事例

ケガはしなかったものの、ヒヤリとしたりハットした体験は、見えないリスクを発見する貴重なヒントです。

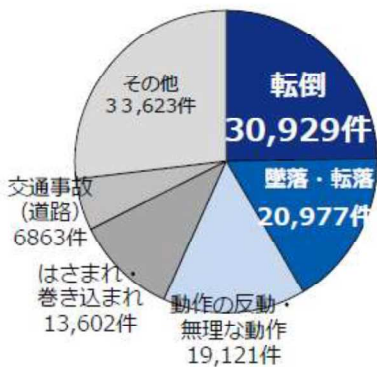
事故は繰り返します。過去に発生した災害事例は、類似災害防止のための重要な教訓です。

「転倒」 災害に対する対策①

事業主の皆さまへ

安全・安心な職場づくり に取り組みましょう

職場における労働災害（年間125,115件）



出典：令和2年 労働者死傷病報告より
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

職場での転倒災害の状況



出典：令和2年 労働者死傷病報告より

安全・安心な職場づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



安全・安心な職場づくりのため 転倒防止の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



作業場所の
清掃



毎日の運動



危険箇所の
見える化



手すりの
設置



滑りにくい
靴の着用



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひとくらし、みらいのために

「転倒」災害に対する対策②

従業員が安全・安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました

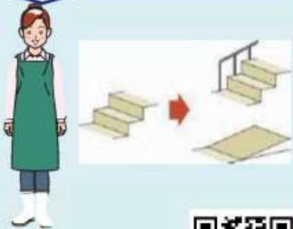


職場のあんぜんサイト『危険箇所の表示等の危険の「見える化」』を参考にしてください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！
手すりの設置や段差を改修して安心！



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合ひましょう！

転倒災害防止対策について

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➤転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➤パレットヤード等も含め、整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➤敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごわずかなものでも危険) を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
➤適切な通路の設定
➤敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➤設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引戻しした労働者が自らつまずくケースが多い
➤転倒原因とならないよう、電気コード等の引戻しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

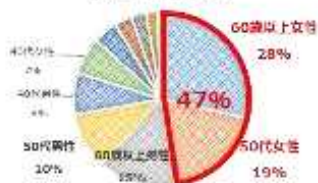
「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
➤従業員用通路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所には防滑マット等を設置する (★)
 - 作業場や通路にごぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
➤水、洗剤、油等にごぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから再開の徹底)
 - 水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
➤滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
➤防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
➤隣接エリアまで濡れないよう地道
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
➤雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑地道等の対策を行う
- (★) については、青年労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイズフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます
(中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます)

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



性別・年齢別内訳



転倒による怪我の様相

・骨折 (約70%)

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数 (※労働者死者・労働者による休業日数)

47日

転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体カチェック」「目コチチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診しましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒予防の起りやすい箇所は？」(内閣府ウェブサイト)



おわりに

不安全な行動

リスクホメオシタス理論

リスクの目標水準と実際の状況におけるリスクが、等しくなるように行動を調節
(例)車の安全機能の強化、道路改良、交通安全運動 → …やがて事故多発に戻る

リスク補償行動



「ある対策をとることで得られる安全面でのプラスの効果をも、行為者がより危険な行動をとることで相殺する傾向」

- 安全機能 → 「安全」に使うか、「利益」に使うかは、その人の考え方次第
- 安全な作業環境の持続 → 「時間の利益」よりも、「安全性の重視」の考え方が必要
- 災害 → 安全な状態を求めるような意識対策でなければ、やがて元に戻る
- 安全に対する価値観 → 人としての誠実さ、誇りを支える仕事、家庭
- 安全機能(技術) → リスクホメオシタスや生産性向上等に転用されないものが必要

「SafeworK向上宣言」の登録を再開しました

～安全で健康に働くことができる職場環境を実現するために～

*** 令和5年8月4日 ***

概要：「SafeworK向上宣言」は令和2年5月に建設業を対象として先行して実施していましたが、同年の建設業における休業4日以上労働災害が激減したことから、令和3年6月には対象を全業種に拡大して県内事業場に対して参加勧奨を行い、令和5年3月31日までに延べ514事業場が宣言しています。

令和5年度を初年度とする5か年計画となる「第14次労働災害防止推進計画」がスタートしたことに伴い、これまでに登録された事業場の宣言を活かしつつ、14次防の目標達成に資する、新たな「SafeworK向上宣言」の取組みを再開することにしました。

事業主等の皆様には、新たな実施・運営要領に基づく宣言及び登録をお願いいたします。

～安全で健康に働くことができる職場環境を実現するために～

「Safework向上宣言」



*****宮城労働局ホームページに掲載します*****

「Safework向上宣言」は、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境づくりに向けた事業主と労働者の取り組み姿勢を企業内外に表明するものです。
事業場内の見やすい場所に掲示する等して周知するほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。
是非、ご活用ください。

詳しくは宮城労働局ホームページをご覧ください

セーフワーク向上宣言

検索



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話022-299-8839）
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

記載例

宣言日 令和5年8月1日 様式1



事業場名

安全衛生 株式会社

Safework 向上宣言

◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

私は、事業主として、安全は、会社経営の基盤であることから、労働者が安心して働くことのできる職場づくりを進めます。

- 1 作業打合せを確実に行います。
- 2 作業手順書を作成し、独断による行動災害を防ぐ安全作業を行わせます。
- 3 不具合があれば、機械は必ず停止して対応させます。
- 4 高齢者の体力に配慮した、職場配置を行います。

私たち労働者は、事業主の宣言に基づき、行動災害に至る不安全行動を行わない作業を進めます。

- 1 翌日の作業打合せに参加し安全作業を確認します。
- 2 作業手順書を確認し、作業はこれを順守します。
- 3 不具合があれば、機械を停止してから対応します。
- 4 高齢に伴う体力低下を念頭に、業務に当たります。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

令和6年度 宮城年末年始 労働災害防止強化運動

令和6年12月1日～令和7年1月31日

安全第一でお願いします！



宮城のご当地キャラクター
仙台井こけし

無事故の歳末
明るくい正月

令和6年度「宮城年末年始労働災害防止強化運動」実施要綱

1 趣旨、目的

年末年始は、日没時間の早まりによる視界不良、積雪や凍結等による作業環境の悪化に加えて、心理的にも慌ただしくなる時期であることから、労働災害の防止についても、最も多い事故の型である転倒災害の防止をはじめ、これらの事情を踏まえた取組が必要となる。また、多くの事業場において業務繁忙期となるため、労働時間管理や健康管理への配慮も一層重要となる。

このようなことから、県内すべての労働者が安全で健康にこの時期を過ごすことができるよう、県内の各労働災害防止団体等が実施する労働災害防止運動等とともに全県下で展開するものである。

2 実施期間

令和6年12月1日（日）から令和7年1月31日（金）まで

3 主唱者

宮城労働局、各労働基準監督署

4 協賛者

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

5 実施者

各事業場

6 実施事項

(1) 主唱者及び協賛者が実施する事項

- ア 資料等の作成、配付や各種広報媒体を利用した本運動の周知、啓発
- イ 発注機関や各団体に対する本運動の積極的展開のための協力要請
- ウ 安全衛生パトロール
- エ 各事業場に対する指導・援助

(2) 実施者が実施する事項

- ア 「SafeworK 向上宣言」※を活用するなどした事業主及び労働者等による安全衛生方針の表明
- イ 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新たな安全衛生計画等の作成
- ウ 事業主等による安全衛生パトロール
- エ 作業内容の変更等に伴う安全衛生教育
- オ 作業場、設備、保護具、通路、標識や表示等の一斉点検
- カ 作業面や通路の凍結等に伴う転倒災害防止対策の確認
- キ 大掃除等に伴う4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動
- ク 年末年始の作業開始時における安全確認
- ケ 労働時間の適正管理と過重労働の防止
- コ 長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導等

※ 宮城労働局及び県内の労働災害防止団体等が運営する労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主等の意思を企業内外に表明する取組。



安全と健康を大切に
するセーフワーク
宣言登録企業は
こちら →



労働災害防止
強化運動の
実施事項は
こちら →



主唱 宮城労働局、各労働基準監督署

協賛

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会





宮城労働局 労働基準部 健康安全課